

平成 28 年 10 月 3 日

株主各位

三重県津市高茶屋七丁目 1 番 1 号
井村屋グループ株式会社
代表取締役社長 大西 安樹

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 28 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更しましたので、公告いたします。

以上

(ご参考)

1. 当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 21 日開催の第 79 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に、株式併合に係る議案を付議することを決議し、併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の変更を行うことを決議いたしました。
このたび、本株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されましたので、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって、単元株式数の変更および定款の変更を実施いたしました。
2. これに伴い、平成 28 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。
3. なお、株主の皆さまにおかれましては、一切の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。